

# 就学援助に認定されると

## 1 就学援助の内容

認定された場合は、認定月から令和9年3月31日まで、下表の費目の援助を受けることができます。ただし、年度途中で葛飾区外へ転出された場合など取消事由が生じた時点で葛飾区での認定は取消しとなります。

費目	認定区分	
	要保護	準要保護
卒業記念アルバム費(小学6年生・中学3年生) 学校病医療費(学校保健安全法第24条事務) 検定料(小学3～6年生・中学全学年)	学用品・通学用品費 校外活動費(見学科・交通費等) 新入学児童生徒学用品費等(小学1年生・中学1年生)(注) 新入学準備金(小学6年生) 卒業記念アルバム費(小学6年生・中学3年生) 学校病医療費(学校保健安全法第24条事務) 検定料(小学3～6年生・中学全学年) 通学費(特別支援学級・日本語学級・中学校夜間学級) 体育実技用具費(中学全学年)	
葛飾区立学校以外の学校に在籍する対象者は、学校給食費、修学旅行費、林間(臨海)施設費が支給される場合があります。(葛飾区立学校在籍の場合、これらの費目は無償化対象であるため就学援助費からは支給しません。)		

(注)新入学児童生徒学用品費等(小学1年生・中学1年生)については、小学校入学前・小学6年生の時に新入学準備金を受給している場合及び4月中に申請がない場合には、支給はありません。

※上記の費目について教育委員会その他の機関より同様の費用の負担又は支給があった場合は、就学援助での支給はありません。

※各費目については、各学校での行事の実施状況等により金額や支給時期に変更が生じる場合があります。

## 2 認定の区分

- 「要保護」：生活保護を受けている方
- 「準要保護」：世帯の審査の対象となる金額(1ページの注を参照)が認定基準額未満又は「要保護」以外の理由により認定された方

## 3 支給について

支給金額	認定結果通知の際、年間の「支給額一覧表」をお送りします。
支給時期	各学期の終了後に支給があります。 ただし、葛飾区立以外の公立小・中学校に通学されている場合は、3月に一括して支給されます。 ※各支給時に、「広報かつしか」で振込完了予定日をお知らせします。
支給方法	申請書に記入していただいた口座へ振込みます。ただし、学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の学校長口座への振込みとなる場合があります。

葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係(葛飾区役所 本館4階 428番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話(代表) 03(3695)1111 (内線2725) (直通) 03(5654)8460

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで



がいこくごきぼうのほうはおんらいんしんせいがべんりです

外国語希望の方はオンライン申請が便利です

If you wish to apply in a foreign language, it is convenient to apply online

如果您希望以外语申请, 可以方便地在线申请

## 保護者のみなさんへ

### 令和8年度 国公立小・中学校でかかる費用の援助のお知らせ(就学援助)

葛飾区では、ご家庭の事情に応じて学用品費などの費用の一部を援助しています。

※学校への納付金が免除になる制度ではございません。

就学援助の審査をご希望の方は、この「お知らせ」をお読みいただき、2ページの申請方法のとおりお申し込みください。

## 1 就学援助を受けることができる方

**葛飾区にお住まいの、国公立小・中学校(葛飾区立保田しおさい学校以外の特別支援学校を除く)に通学されているお子さんの保護者で、次のいずれかの申請理由にあてはまる方**

(葛飾区外にお住まいの方はお住まいの自治体にご相談ください。)

①	生活保護を受けている方 <b>(必ず申し込んでください)</b>
②	前年度又は今年度に生活保護が停止・廃止になった方
③	同一の生計を営む世帯全員の審査の対象となる金額(注)の合計が認定基準額未満の方 <b>(住民税の申告又は確定申告をしていただく必要があります)</b>
④	児童扶養手当(主に母子及び父子世帯の方が対象の手当)を受給している方
⑤	前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、減収、り災など特別な事情のある方で、見込所得から算出される世帯全員の審査の対象となる金額(注)の合計が認定基準額未満の方

(注)令和7年中の総所得金額等から所得のある方一人(給与所得、公的年金等所得またはその両方がある方のみ)につき10万円を差し引いた金額を審査の対象となる金額とします。

※③以外を申請理由としていても、その事実が確認できない又は特別な事情として認められない場合は、③による審査となります。

### 申請理由③の認定基準額の参考例

※ 認定基準額は、年齢により異なる基準額等を加算し設定されるため、世帯構成により異なります。


また、この計算は認定審査時にシステムで行うため、事前にお教えすることはできません。

人数	世帯構成	認定基準額(円)
		準要保護
2人	母(35歳)、子(小6)	2,560,000
3人	父(45歳)、母(40歳)、子(中1)	3,293,000
4人	父(48歳)、母(45歳)、子(中2)、子(小6)	3,798,000
5人	父(48歳)、母(43歳)、子(中3)、子(小5)、子(1歳)	4,033,000
6人	父(50歳)、母(45歳)、子(中3)、子(小5)、子(小1)、祖父(80歳)	4,664,000

※ 所得のない方を含め家族全員の方(同一世帯の方に扶養されている方及び18歳未満の方は除く)の住民税の申告が必須です。住民税の申告方法等は、令和8年1月1日に住民登録があった市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

## 2 申請方法

(1)オンラインで申請(1回の申請で対象の児童・生徒8名分まで申請できます。)

提出期限	令和8年4月23日(木) 23:59まで
申請フォーム	 左の二次元コードを読み取るか、葛飾区公式サイトで「就学援助」を検索してください。スマートフォンでもパソコンでも申請できます。 <a href="https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000057/1002479/1002748.html">https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000057/1002479/1002748.html</a>
提出物	振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの銀行名、支店名、口座名義人がわかる部分)を撮影し、申請フォームで画像として添付できるようご用意ください。

(2)郵送で申請(1枚の申請書で対象の児童・生徒4名分まで申請できます。)

提出期限	令和8年4月23日(木) 消印有効
提出先	葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係 ※同封の返送用封筒に封入の上、郵便局にて簡易書留で郵送
提出物	・令和8年度 就学援助費受給申請書 別紙「申請書記入にあたっての注意点」を確認の上、ご記入ください。 ※申請者控えはありませんので、ご自身でコピーをとって保管してください。 ・振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードのコピー)

(3)窓口で申請

提出期限	令和8年4月23日(木)
提出先	葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係(葛飾区役所本館4階 428番窓口)
提出物	・令和8年度 就学援助費受給申請書 別紙「申請書記入にあたっての注意点」を確認の上、ご記入ください。 ※申請者控えはありませんので、ご自身でコピーをとって保管してください。 ・振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

次に該当する方は、上記の「提出物」に加えてそれぞれの書類の提出が必要になりますので。

- オンラインで申請する方は、申請フォームで画像として添付できるようご用意ください。ただし、マイナンバーを提出する場合は「マイナポータル」内の「ぴったりサービス」から提出をしてください。
- 郵送の場合は、申請書と同封してください。
- 直接学務課窓口で申請される場合は、原本確認で受け付けます。

対象	必要書類
葛飾区外に住民登録がある方が、生計を共にしている場合	・対象者の名前、生年月日及び住所が確認できる書類のコピー (例)「マイナンバーカード」、「住民票」、「健康保険証」など なお、世帯の構成は、住民票上の世帯構成を原則としますが、住民票上の世帯が別であっても生計が同じ場合は、同一世帯とみなします。
令和8年1月1日に葛飾区に住民登録のない場合又は 令和8年度に別の自治体で課税される場合 (海外に住んでいた等の理由で申告ができない場合は、学務課学事係までご相談ください。)	・マイナンバーカード(両面)のコピー または ・令和7年中の所得に関する証明書 (例)「住民税課税・非課税証明書」、「所得証明書」など所得金額・扶養の情報の記載のある証明書の原本(自治体によって名称が異なります。)※源泉徴収票・税額決定通知書等では、審査ができません。 令和8年6月中旬以降に発行されますので、令和8年1月1日に住民登録していた、または課税された区市町村の税務担当課から交付を受けてください。同一世帯の方に扶養されている方及び18歳未満の方を除く、家族全員の証明書が必要です

対象	必要書類
1-①・②(生活保護受給・停止・廃止)のうち、葛飾区以外の福祉事務所で生活保護を受給している場合	・生活保護の受給証明書、停止通知書、廃止通知書 (受給している区市町村の福祉事務所で発行)
1-⑤(特別な事情)のうち、主たる生計維持者の失業を理由に申請する場合	・雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)のコピー 又は ・退職証明書(勤務先で発行)とハローワーク受付票のコピー
1-⑤(特別な事情)のうち、主たる生計維持者の長期入院等による無給を理由に申請する場合	・診断書 ・給与証明書(無給であることが証明できるもの) ・休職証明書(勤務先で発行)
1-⑤(特別な事情)のうち、主たる生計維持者の減収を理由に申請する場合 ※令和7年以前から減収が続いている場合は③でご申請ください。	・申請月を含む直近4か月分の収入がわかる書類(給与明細書等)
1-⑤(特別な事情)のうち、り災を理由に申請する場合	・り災証明書又は被災証明書

※提出期限までに用意のできない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日お送りください。その際は、書類の余白にお子さんの氏名・生年月日・学年を必ず記入してください。

### 注意事項

- ※期限後も受付は随時しておりますが、認定月は「申請した月」となるため、それより前の月分の援助を受けることはできなくなります。
- ※「申請者氏名」又は「金融機関口座」の変更があった場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。学務課学事係までお知らせください。
- ※ 昨年度認定されていた場合でも、年度ごとに申請をする必要があります。

## 3 結果の通知

### (1) 提出期限までに申請された場合

6月末頃に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。

### (2) 提出期限以降に申請された場合

7月以降、認定処理終了後(1~2ヶ月ごと)に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。

#### 【マイナンバー(個人番号)の記入について】

葛飾区では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。提出いただいた申請書に令和8年1月1日に葛飾区に住民登録がない方のマイナンバーが記入されていない場合は、葛飾区教育委員会でマイナンバーを確認し、就学援助認定事務を行わせていただきます。